

Q345. 時間外・休日・深夜に労働させた場合でも残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）を支払わない旨の就業規則の定めは有効ですか。

就業規則は労基法に違反してはならず（労基法 92 条 1 項）、労基法違反の就業規則はその部分に関しては無効となり（労契法 13 条）労基法が適用されます。

したがって、就業規則で時間外・休日・深夜に労働させた場合であっても労基法 37 条に定める残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）を支払わない旨の就業規則の定めは無効となります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎